

随意契約（相手方指定）調書

件 名	光回線移設作業委託（尾久小学校）	No.5200555
工（納）期	令和7年12月26日	
契約締結日	令和7年6月11日	
契約金額	745,250円（消費税込み）	

契約相手方	東京ケーブルネットワーク株式会社 (法人番号：3010001005192)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	光回線移設作業委託（尾久小学校）
指名業者 （案）	名 称 東京ケーブルネットワーク株式会社 所在地 東京都文京区後楽一丁目1番7号 グラスシティ後楽 代表者 常務執行役員 前田 尚彦
特命理由	本件は、庁内LAN用光ファイバ回線について、尾久小学校の改修工事に伴い、回線の移設業務について委託を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本業務は、「公共施設間ネットワーク回線利用契約」で利用する光ファイバ回線について、改修工事に伴う移設を行うものである。 上記業者は「公共施設間ネットワーク回線利用契約」の契約相手方であり、移設対象の物品は上記業者の所有物であるため、移設に係る作業を上記業者以外が実施することはできない。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）